



五管区水路通報第8号

165項 - 200項

平成23年2月25日

本通報に使用している経度、緯度は**世界測地系(WGS-84)**に基づいています。

第 165項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	射撃訓練
第 166項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射撃訓練
第 167項	紀伊水道南方		射撃訓練
第 168項	本州南岸	潮岬東方	救難訓練
第 169項	紀伊水道南方		救難訓練
第 170項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	救難訓練
第 171項	豊後水道	足摺岬東方至る豊後水道南口	救難訓練
第 172項	本州南岸	潮岬西北西方、周参見漁港	灯台光達距離等変更
第 173項	本州南岸	田辺港、第1区	護岸補修工事等
第 174項	大阪湾		救難訓練
第 175項	阪神港	浜寺航路	灯標補修作業
第 176項	阪神港	大阪区	水路測量
第 177項	阪神港	大阪区、内港航路及び付近	航泊禁止
第 178項	阪神港	大阪区、第1区	航泊禁止解除
第 179項	阪神港	大阪区、第5区	灯浮標補修作業
第 180項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第1区	掘下げ作業
第 181項	阪神港	神戸区	水路測量
第 182項	阪神港	神戸区、第3区	小型船舶実技講習
第 183項	阪神港	神戸区、第5区	海底地均し作業
第 184項	明石海峡東方		灯浮標撤去
第 185項	淡路島	岩屋港東方	魚礁設置
第 186項	淡路島	沼島付近	魚礁設置
第 187項	東播磨港付近		魚礁設置
第 188項	姫路港	東区、第2区	潜水訓練
第 189項	姫路港	飾磨区、第1区	水中障害物撤去作業
第 190項	姫路港	広畑区、第1区	潜水作業
第 191項	姫路港	広畑航路及び付近	水深減少
第 192項	姫路港	網干区、第1区	棧橋改修工事等
第 193項	姫路港	網干区、第1区	護岸補修工事
第 194項	姫路港	西区、第1区	小型船舶実技講習
第 195項	相生港		重量物荷役作業
第 196項	赤穂港		岸壁補修工事
第 197項	家島諸島		海底清掃作業
第 198項	家島諸島	院下島	水路測量
第 199項	淡路島	富島港	潜水作業
第 200項	淡路島	郡家港	潜水作業

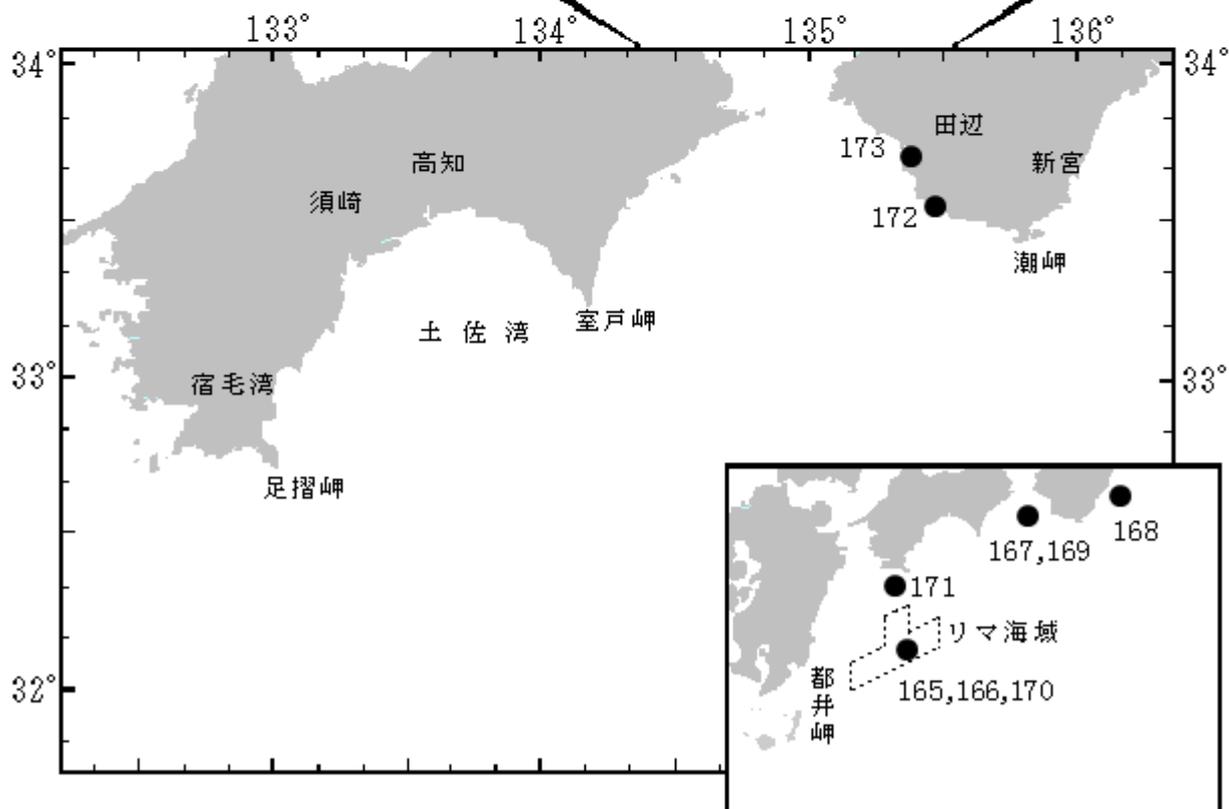
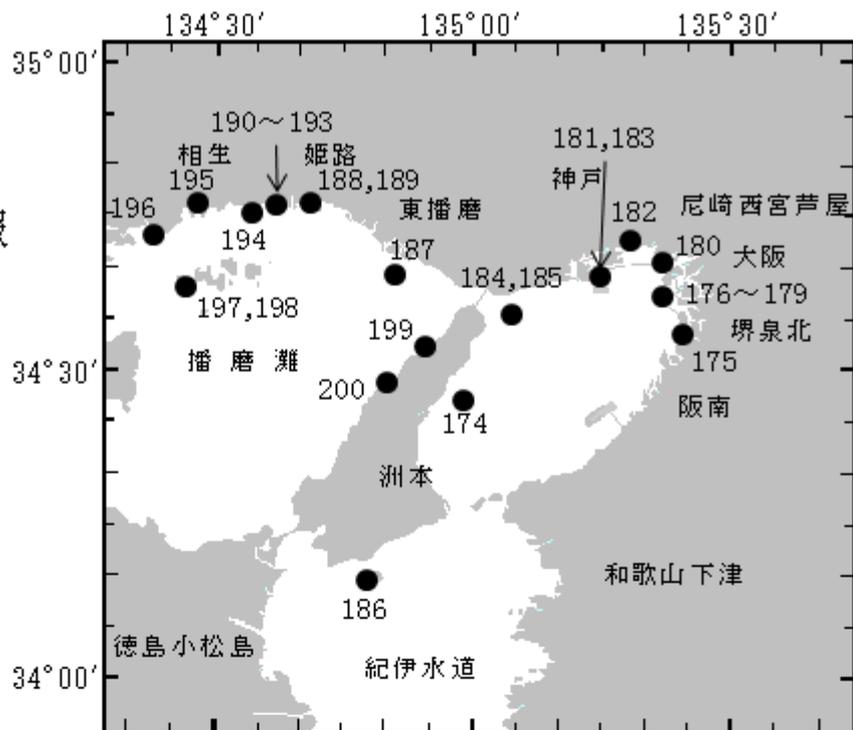
[海図の改補\(小改正\)のお知らせ\(海上保安庁水路通報第7号\(平成23年2月18日発行\)掲載分\)](#)

海 域	改正内容	該当海図	項 数	五管区水路通報の 項数
四国南岸	灯浮標設置	W108(JP共)-W1220(JP共)-W157	209	22年41号871項、45号987項

五管区水路通報

第 8 号

索引 図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
TEL:078-391-6651(内線2515、2516)
FAX:078-332-6307(自動受信)

五管区水路通報提供サービス
FAX: 078-332-6307……最新号(ポーリング受信方式)
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

23年165項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 射爆撃訓練

自衛隊航空機による空対空射撃及び空対水射爆撃訓練が実施される。

期間 平成23年3月1日～31日(土曜、日曜及び祝日を除く)

区域1 0600～1800

区域2 0700～1900

区域1 下記8地点により囲まれる区域

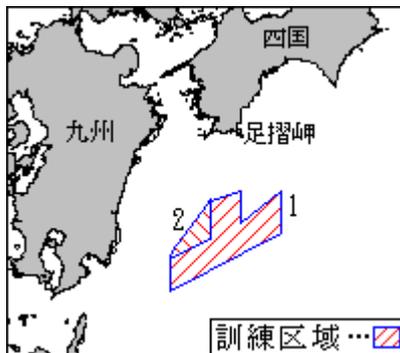
- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-38-13N 132-37-51E
- (8) 32-01-43N 132-37-51E

区域2 下記5地点により囲まれる区域

- (1) 32-03-13N 132-37-51E
- (2) 31-38-13N 132-37-51E
- (3) 31-25-13N 132-07-51E
- (4) 31-30-43N 132-09-21E
- (5) 32-00-13N 132-34-51E

海図 W157

出所 防衛省



23年166項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦による対空射撃、水上射撃及び対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期間 平成23年3月16日～18日(予備日19日) 0600～1800

区域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 31-48-13N 133-29-51E
- (2) 31-42-13N 133-29-51E
- (3) 31-28-13N 132-59-51E
- (4) 31-36-13N 132-59-51E
- (5) 31-36-13N 132-37-51E
- (6) 31-48-13N 132-37-51E

備考 射撃訓練は、射撃海面上に船舶・航空機が存在しないことを確認しながら実施される

海図 W157

出所 防衛省海上幕僚監部



23年167項 紀伊水道南方 射撃訓練

蒲生田岬南方において、自衛隊航空機による水上射撃訓練が実施される。

期 間 平成23年3月14日、15日（予備日16日）0800～1700
 区 域 33-30-12N 134-49-50Eを中心とする半径5海里の円内海域
 備 考 射撃訓練は、射撃海面上に船舶・航空機が存在しないことを確認しながら実施される
 海 図 W77（JP共）
 出 所 防衛省海上幕僚監部



23年168項 本州南岸 - 潮岬東方 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期 間 平成23年3月1日～31日（土曜、日曜及び祝日を除く）0800～2100

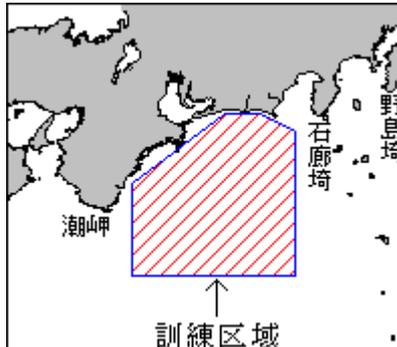
区 域 下記6地点により囲まれる海域

- (1) 34-38-12N 137-29-49E
- (2) 34-38-12N 137-59-49E
- (3) 34-25-12N 138-29-49E
- (4) 32-40-13N 138-29-49E
- (5) 32-40-13N 136-09-50E
- (6) 33-47-12N 136-09-50E

備 考 キャンドルライト、スモークライト、マリンマーカー及びシーマーカーが使用される

海 図 W61B

出 所 航空自衛隊浜松救難隊



23年169項 紀伊水道南方 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期 間 平成23年3月1日～31日（土曜、日曜及び祝日を除く）0800～2200

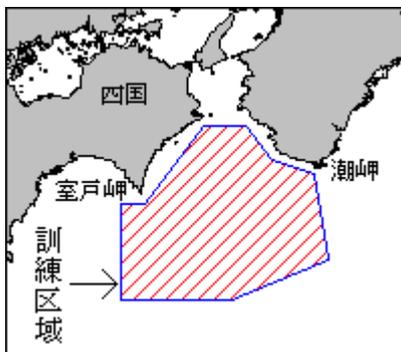
区 域 下記9地点により囲まれる海域

- (1) 33-46N 134-45E
- (2) 33-46N 135-08E
- (3) 33-30N 135-22E
- (4) 33-24N 135-45E
- (5) 32-44N 135-52E
- (6) 32-26N 135-00E
- (7) 32-26N 134-00E
- (8) 33-10N 134-00E
- (9) 33-10N 134-13E

備 考 マリンマーカー、フロートシグナル、ポールマーカーが使用される

海 図 W77（JP共）- W157

出 所 海上自衛隊第24航空隊



23年170項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期間 平成23年3月1日～31日(土曜、日曜及び祝日を除く) 0800～2100

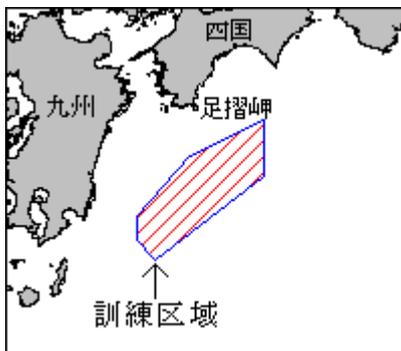
区域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 32-35-50N 134-00-00E
- (2) 31-52-55N 134-00-00E
- (3) 30-48-13N 132-22-51E
- (4) 31-04-13N 132-07-51E
- (5) 31-23-13N 132-07-51E
- (6) 32-09-13N 132-53-51E

備考 照明筒吊光、信号筒、信号発煙照明筒、目標弾及びフレアが使用される

海図 W157

出所 航空自衛隊新田原救難隊



23年171項 豊後水道 足摺岬東方至る豊後水道南口 救難訓練

水陸両用救難飛行艇の離着水を伴う訓練が実施される。

期間 平成23年3月1日～31日 日出～日没

区域1 32-51N 133-19Eを中心とする半径10海里の円内

区域2 32-25N 132-55Eを中心とする半径15海里の円内

区域3 32-40N 132-20Eを中心とする半径15海里の円内のうち、132-10E以西を除く区域

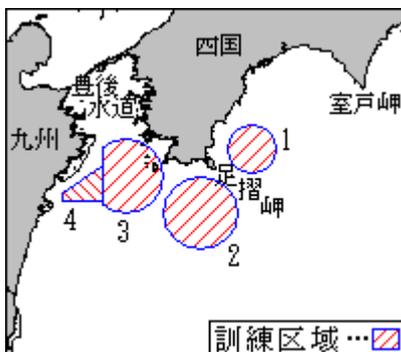
区域4 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 32-44N 132-10E
- (2) 32-30N 132-10E
- (3) 32-30N 131-50E
- (4) 32-34N 131-50E

備考 訓練は天候等により上記1～4のいずれかの区域内で実施される
発煙筒、シーマーカーが使用されることがある

海図 W157

出所 海上自衛隊第31航空群



23年172項 本州南岸 - 潮岬西北西方、周参見漁港 灯台光達距離等変更

五管区水路通報23年6号129項削除

周参見港稻積島灯台(灯台表第1巻2909)(33-32-38N 135-29-14E)の光達距離及び灯高が変更された。

光達距離 新) 5.0海里

旧) 12.5海里

灯高 新) 59m

旧) 58m

海図 W99(周参見漁港)

出所 田辺海上保安部



23年173項 本州南岸 - 田辺港、第1区 護岸補修工事等

五管区水路通報22年47号1020項削除

文里港において、バックホウ等による護岸補修工事が期間を延長して実施されている。

期間 平成23年3月25日まで 日出～日没

区域 33-42.9N 135-23.6E 付近

備考 区域内に消波ブロックが仮置される(工事完了後も当分の間)

海図 W74(分図「文里港」含む)

出所 田辺港長



23年174項 大阪湾 救難訓練

大阪湾において、巡視船及び航空機による救難訓練が実施される。

期間 平成23年3月3日、4日、8日、24日 0900～1300

区域 下記5地点で囲まれる区域

(1) 34-33.0N 135-02.0E

(2) 34-33.0N 135-07.5E

(3) 34-22.0N 135-07.5E

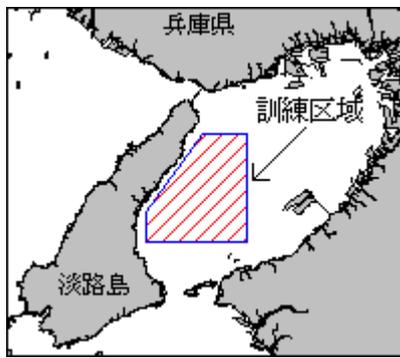
(4) 34-22.0N 134-55.0E

(5) 34-25.0N 134-55.0E

備考 巡視船は「UY」旗を掲揚
荒天等により、訓練が中止又は延期される場合がある

海図 W150A(JP共)

出所 関西空港海上保安航空基地

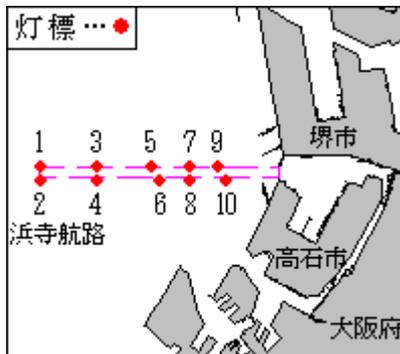


23年175項 阪神港 - 浜寺航路 灯標補修作業

浜寺航路において、作業船による灯標補修作業が実施される。

期 間	平成23年3月10日、11日、14日（予備日15日～28日）日出～日没		
名 称	1 浜寺航路第1号灯標	(灯台表第1巻3539)	(34-33-28N 135-20-05E)
	2 浜寺航路第2号灯標	(灯台表第1巻3540)	(34-33-18N 135-20-05E)
	3 浜寺航路第3号灯標	(灯台表第1巻3541)	(34-33-28N 135-21-07E)
	4 浜寺航路第4号灯標	(灯台表第1巻3542)	(34-33-18N 135-21-07E)
	5 浜寺航路第5号灯標	(灯台表第1巻3545)	(34-33-28N 135-22-09E)
	6 浜寺航路第6号灯標	(灯台表第1巻3546)	(34-33-18N 135-22-17E)
	7 浜寺航路第7号灯標	(灯台表第1巻3547)	(34-33-28N 135-22-51E)
	8 浜寺航路第8号灯標	(灯台表第1巻3548)	(34-33-18N 135-22-51E)
	9 浜寺航路第9号灯標	(灯台表第1巻3549)	(34-33-28N 135-23-23E)
	10 浜寺航路第10号灯標	(灯台表第1巻3550)	(34-33-18N 135-23-34E)

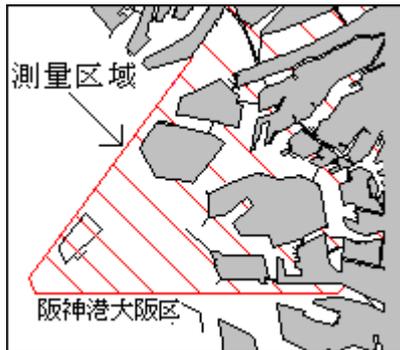
備 考 作業中は警戒船が配備される
海 図 W1110(JP共)
出 所 阪神港長



23年176項 阪神港 - 大阪区 水路測量

阪神港大阪区において、水路測量が実施される。

期 間	平成23年3月1日～31日
区 域	阪神港大阪区全域(付図参照)
備 考	測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚
海 図	W123(JP共) - W1103(JP共)
出 所	五本部海洋情報部



23年177項 阪神港 - 大阪区、内港航路及び付近 航泊禁止

五管区水路通報22年34号675項,676項関連
大阪南防波堤周辺において、大阪南防波堤灯台の再設置に伴い一般船舶の航泊が禁止される。
(当該建設工事に従事する船舶及び阪神港長が許可した船舶を除く。)

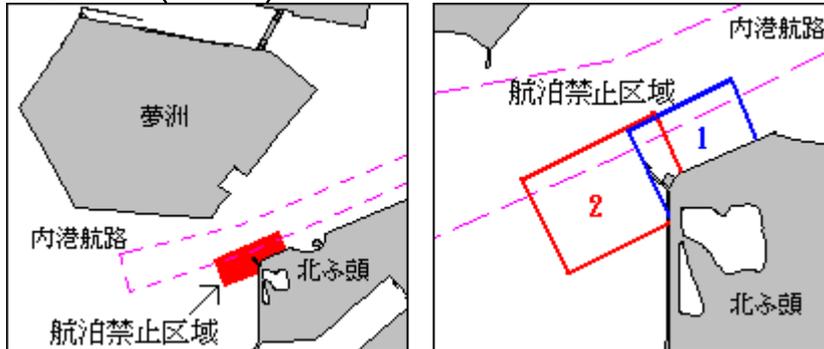
期 間 平成23年3月6日（予備日7日）
 区域 1 0700～0930
 区域 2 0930～1530

区域 1 下記5地点及び陸岸に囲まれる区域
 (1) 34-38-22N 135-24-04E
 (2) 34-38-28N 135-24-01E
 (3) 34-38-23N 135-23-50E
 (4) 34-38-14N 135-23-55E

区域 2 下記4地点及び陸岸に囲まれる区域
 (5) 34-38-19N 135-23-56E
 (6) 34-38-25N 135-23-53E
 (7) 34-38-18N 135-23-38E
 (8) 34-38-09N 135-23-43E
 (9) 上記(4)

備 考 上記区域を示す橙色浮標が設置される
 期間中は警戒船が配備される

海 図 W 1 2 3 (J P 共)
 出 所 阪神港長公示大第23-2号(23.2.18)

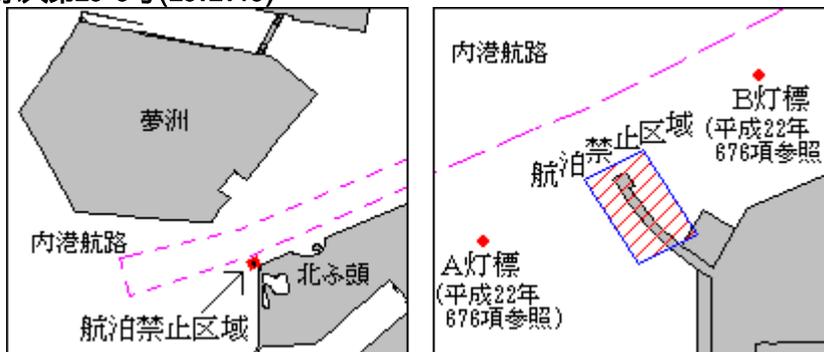


23年178項 阪神港 - 大阪区、第1区 航泊禁止解除

五管区水路通報22年34号675項, 676項関連
 大阪南防波堤周辺における、防波堤復旧工事に伴う航泊禁止（阪神港長公示大第22-7号）は、平成23年3月9日1500をもって解除される。

区 域 下記4地点により囲まれる区域
 (1) 34-38-18.2N 135-23-54.2E
 (2) 34-38-20.2N 135-23-52.6E
 (3) 34-38-19.5N 135-23-50.9E
 (4) 34-38-17.5N 135-23-52.5E

海 図 W 1 2 3 (J P 共)
 出 所 阪神港長公示大第23-3号(23.2.18)



23年179項 阪神港 - 大阪区、第5区 灯浮標補修作業

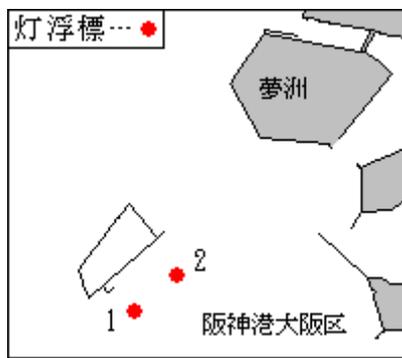
新島地区南東方において、潜水土・クレーン付台船による灯浮標補修作業が実施される。

期 間 平成23年3月2日～4日（予備日5日～12日）日出～日没

名 称 1 大阪新島埋立区域南第2号灯浮標（灯台表第1巻3555.72）（34-36.9N 135-21.3E）
 2 大阪新島埋立区域南第4号灯浮標（灯台表第1巻3555.74）（34-37.3N 135-22.0E）

備 考 作業中は警戒船が配備される

海 図 W 1 2 3 (J P 共) - W 1 1 4 6 (J P 共)
 出 所 阪神港長



23年180項 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区、第1区 掘下げ作業

西宮防波堤北東方において、グラブ船による掘下げ作業が実施されている。

期間 平成23年3月18日まで（予備日19日～31日）日出～日没

区域 34-40.9N 135-22.5E 付近

備考 作業中は警戒船が配備される

海図 W1107(JP共)

出所 阪神港長



23年181項 阪神港 - 神戸区 水路測量

五管区水路通報23年2号31項削除

ポートアイランドコンテナ岸壁15～17前面において、水路測量が期間を変更して実施されている。

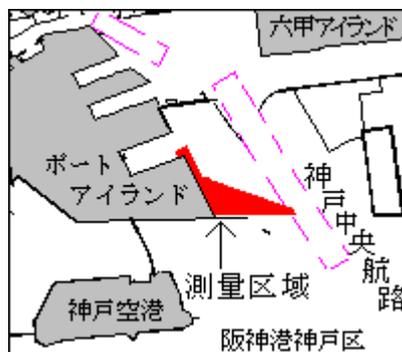
期間 平成23年3月25日まで（予備日を含む）日出～日没

区域 34-39.2N 135-15.0E 付近

備考 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚

海図 W101A(JP共)

出所 五本部海洋情報部



23年182項 阪神港 - 神戸区、第3区 小型船舶実技講習

東部第4工区南方において、小型船舶実技講習が実施される。

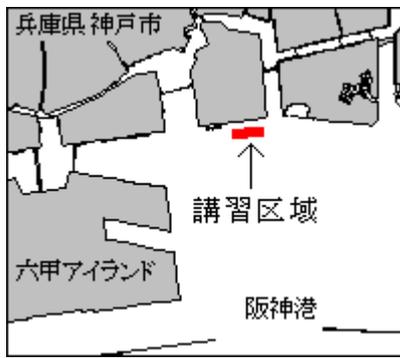
期間 平成23年3月12日、13日、21日、22日、26日、27日
（予備日3月1日～31日(上記実施日を除く)）0800～日没

区域 34-42-15N 135-18-04E 付近

備考 上記区域にコースを示す浮標を設置

海図 W101A(JP共)

出所 阪神港長



23年183項 阪神港 - 神戸区、第5区 海底地均し作業

神戸空港北側において、作業船による海底地均し作業が実施される。

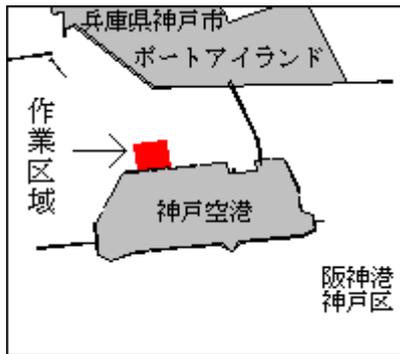
期間 平成23年3月1日、2日（予備日3日～7日）日出～日没

区域 34-38.5N 135-13.0E 付近

備考 作業は海底耕耘器具を曳航しながら実施される
作業中は警戒船が配備される

海図 W101A（JP共）- W101B（JP共）

出所 阪神港長



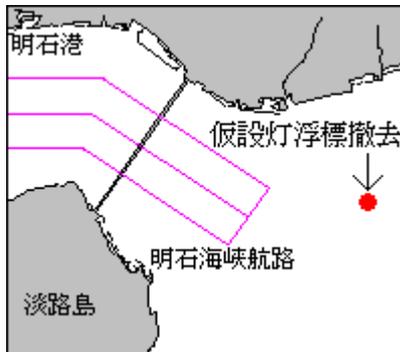
23年184項 明石海峡東方 灯浮標撤去

明石海峡航路北東方仮設灯浮標は撤去された。

位置 34-36-20N 135-04-55E

海図 W131（JP共）

出所 神戸海上保安部



23年185項 淡路島 - 岩屋港東方 魚礁設置

五管区水路通報23年3号55項削除

岩屋港東方において、魚礁が設置された。

位置 34-35-03.7N 135-02-15.2E

沈設物 鋼製魚礁・コンクリート魚礁（海底からの魚礁の高さは最大約6m）

海図 W131（JP共）

出所 五本部海洋情報部



23年186項 淡路島 - 沼島付近 魚礁設置

五管区水路通報23年4号96項削除

沼島付近において魚礁が設置された。

位置 34-09-46.8N 134-48-41.0E

沈設物 コンクリート魚礁（海底からの魚礁の高さは約1m）

海図 W150C(JP共) - W106(JP共)

出所 徳島海上保安部



23年187項 東播磨港付近 魚礁設置

五管区水路通報23年2号34項削除

東播磨港付近において魚礁が設置された。

区域 下記3地点で囲まれる海域

(1) 34-40-51.5N 134-50-12.2E

(2) 34-40-51.2N 134-50-02.9E

(3) 34-40-54.0N 134-50-08.6E

沈設物 コンクリート魚礁・投石魚礁（海底からの魚礁の高さは最大約2m）

海図 W107(JP共)

出所 加古川海上保安署



23年188項 姫路港 - 東区、第2区 潜水訓練

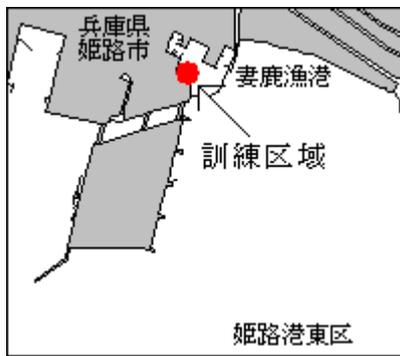
妻鹿漁港において、姫路市消防局水難救助隊による潜水訓練が実施される。

期間 平成23年3月3日、7日、19日 0930～1330

区域 34-46-29N 134-42-03E 付近

海図 W134A

出所 姫路港長



23年189項 姫路港 - 飾磨区、第1区 水中障害物撤去作業

関西電力岸壁付近において、潜水土・起重機船による水中障害物（ブロック）の撤去作業が実施される。

期間 平成23年3月1日～5日（予備日7日～11日）日出～日没

区域 34-46.7N 134-40.1E 付近

備考 作業中は警戒船が配備される

海図 W134B(JP共)

出所 姫路港長



23年190項 姫路港 - 広畑区 潜水作業

原料岸壁東方において、潜水土による磁気探査作業が実施される。

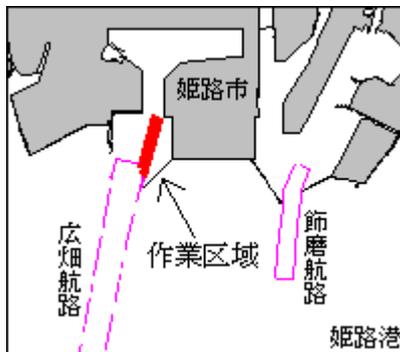
期間 平成23年3月1日～20日（予備日を含む）日出～日没

区域 34-46.2N 134-37.8E 付近

備考 作業中は警戒船が配備される

海図 W134B(JP共)

出所 姫路港長



23年191項 姫路港 - 広畑航路及び付近 水深減少

広畑航路及び航路北側において、水深が海図記載より減少している。

1 海図記載より約0.5m～2.5m減少している

区域 下記8地点により囲まれる区域（-17m掘下げ区域内）

- (1) 34-46-22.8N 134-37-40.3E
- (2) 34-45-50.9N 134-37-41.4E
- (3) 34-45-28.6N 134-37-34.9E
- (4) 34-44-14.0N 134-37-17.5E
- (5) 34-44-14.0N 134-37-03.5E
- (6) 34-45-49.1N 134-37-25.5E
- (7) 34-46-09.9N 134-37-25.8E
- (8) 34-46-22.8N 134-37-27.5E

2 海図記載より約2.5m～3.0m減少している

区 域 下記3地点により囲まれる区域 (-17m掘下げ区域内)

(9) 上記(1)

(10) 34-46-20.5N 134-37-47.6E

(11) 上記(2)

3 海図記載より約1.0m～2.0m減少している

区 域 下記4地点により囲まれる区域 (-17m掘下げ区域東側)

(12) 上記(10)

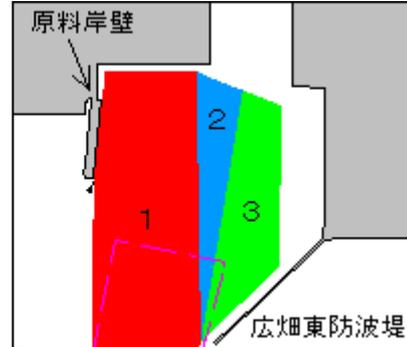
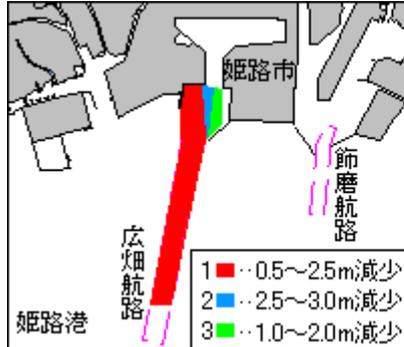
(13) 34-46-18.8N 134-37-53.3E

(14) 34-45-59.0N 134-37-53.2E

(15) 上記(2)

海 図 W 1 3 4 B (J P 共)

出 所 五本部海洋情報部



23年192項 姫路港 - 網干区、第1区 棧橋改修工事等

シェルケミカルズジャパン前面において、潜水士・起重機船による棧橋改修工事及び深浅測量が実施される。

期 間 平成23年3月1日～31日(予備日を含む)日出～日没

区 域 34-46-40N 134-36-32E 付近

備 考 作業中は警戒船が配備される

海 図 W 1 3 4 B (J P 共)

出 所 姫路港長



23年193項 姫路港 - 網干区、第1区 護岸補修工事

五管区水路通報22年43号927項削除

吉美岸壁前面において、陸上クレーン・潜水士による護岸補修工事が期間を延長して実施されている。

期 間 平成23年4月20日まで(予備日21日～30日)日出～日没

区 域 34-46-39N 134-36-24E 付近

備 考 作業中は警戒船が配備される

海 図 W 1 3 4 B (J P 共)

出 所 姫路港長



23年194項 姫路港 - 西区、第1区 小型船舶実技講習

中川において、小型船舶実技講習が実施される。

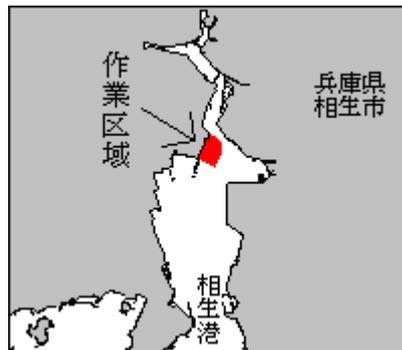
期 間 平成23年3月1日～31日（予備日を含む）0800～日没
区 域 34-46.2N 134-34.2E 付近
備 考 上記区域にコースを示す浮標を設置
海 図 W134B（J P 共）
出 所 姫路港長



23年195項 相生港 重量物荷役作業

I H I 相生工場前面において、起重機船による重量物荷役作業が実施される。

期 間 平成23年3月13日、14日、22日、23日、28日、29日
（予備日3月15日～17日、24日～26日、30日～4月1日）日出～日没
区 域 34-47.4N 134-28.0E 付近
備 考 起重機船のアンカーワイヤーの海面下5mの位置を示す橙色浮標が設置される
作業中は警戒船が配備される
海 図 W111（相生港）
出 所 姫路海上保安部



23年196項 赤穂港 岸壁補修工事

五管区水路通報22年49号1057項削除

千鳥岸壁前面において、潜水士・起重機船等による岸壁補修工事が期間を延長して実施されている。

期 間 平成23年3月17日まで（予備日18日～23日）日出～日没
区 域 34-44-00N 134-22-28E 付近
備 考 工事区域内に汚濁防止膜及び明示用の黄灯付浮標が設置されている
潜水作業中は警戒船が配備される
海 図 W111（赤穂港）
出 所 姫路海上保安部



23年197項 家島諸島

海底清掃作業

家島諸島において、作業船による海底清掃作業が実施される。

期間 平成23年2月27日～3月3日 0630～1700

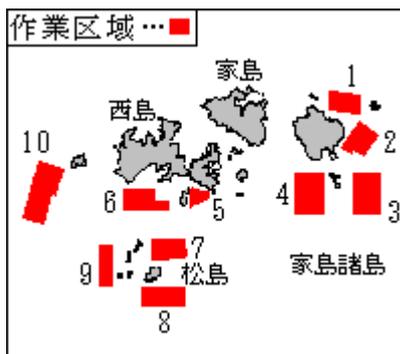
区域 下記10地点付近

- (1) 34-40.7N 134-35.5E
- (2) 34-39.7N 134-36.0E
- (3) 34-38.1N 134-36.3E
- (4) 34-38.1N 134-34.2E
- (5) 34-38.0N 134-30.4E
- (6) 34-37.9N 134-28.5E
- (7) 34-36.5N 134-29.4E
- (8) 34-35.1N 134-29.2E
- (9) 34-36.0N 134-27.2E
- (10) 34-38.1N 134-25.0E

備考 作業区域内に設置されている海苔養殖施設は、作業開始までに撤去される
作業は小型底曳網を曳航しながら実施される

海図 W1113

出所 姫路海上保安部



23年198項 家島諸島 - 院下島 水路測量

院下島周辺において、水路測量が実施される。

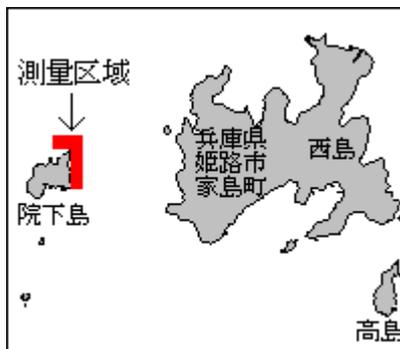
期間 平成23年3月14日～17日（予備日18日～25日）0700～1700

位置 34-39.2N 134-26.5E 付近

備考 作業船は白紅白の燕尾旗を掲揚

海図 W1113

出所 五本部海洋情報部



23年199項 淡路島 - 富島港 潜水作業

富島港において、作業船及び潜水士による環境調査が実施される。

期間 平成23年3月11日～15日のうち3日間（予備日16日～25日）日出～日没

位置 34-32.9N 134-55.5E 付近

備考 潜水作業中は警戒船が配備される

海図 W131(JP共) - W150B

出所 神戸海上保安部



23年200項 淡路島 - 郡家港 潜水作業

郡家港において、作業船及び潜水土による環境調査が実施される。

期間 平成23年3月12日～15日のうち3日間（予備日16日～25日）日出～日没

位置 34-28.5N 134-50.5E 付近

備考 潜水作業中は警戒船が配備される

海図 W131(JP共) - W150B

出所 神戸海上保安部

